

全家庭に住宅用火災警報器の設置が義務づけられます

一般住宅や共同住宅での火災による犠牲者をなくすため、消防法および香美市火災予防条例が改正され、全家庭に住宅用火災警報器の設置が義務づけられます。



[なぜ住宅用火災警報器の設置が必要なの?]

住宅火災で亡くなった人の6割強が逃げ遅れによるものです。このうち22時から翌朝6時までの就寝時間帯に亡くなった人が5割近くを占めています。

住宅用火災警報器を設置した場合、住宅火災100件当たりの死者数は、設置していない場合のおよそ3分の1となるデータがでています。

[いつから義務づけられるの?]

新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅については平成23年6月1日から設置が義務づけられます。(既存住宅は5年間の猶予期間がありますが、早期の設置をお願いします)

[どこに取り付ければいいのか?]

少なくとも寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも取り付ける必要があります。

[悪質な訪問販売にご注意を!]

火災警報器などを、不適正な価格で販売したり、強引に販売する業者にご注意ください。また、消防職員が訪問して販売することはありません。

【問い合わせ先】 香美市消防本部予防係 (☎53 - 4176)

健康づくり推進課からのお知らせ

7月の検診日程 (介護予防健診・大腸がん検診)

申込受付期間	検診日	対象地区	検診会場	基本	介護予防	大腸	胃	子宮
				30~64歳	65歳~	40歳~	40歳~	20歳~
5月31日まで	7月24日(月)	東本町・西本町・百石町	プラザ八王子		午前 午後	午前 午後		
	7月26日(水)	秦山町・宮前町・前山・北本町・北組西・中組・植・栄町						
	7月27日(木)							
	7月28日(金)	楠目地区						

翌々月の検診分を広報に掲載しています。

年間の検診日程や料金等は、3月に各世帯にお配りした「検診カレンダー」をご覧ください。

検診のお申し込みは、お電話で!

受診を希望される方は、健康づくり推進課 (☎59 - 3151) までお申し込みください。

介護予防健診について

平成18年度から介護保険法の改正により、65歳以上の方の基本健診は、従来の内容に加え、生活・運動機能検査を行う介護予防健診となります。

介護予防健診では、介護を必要とする状態にならないために、健診結果により、リスクの高い方を介護予防事業へつなげることを目的として行われます。